



## 第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 1 本市の基本方針の内容

いじめ防止対策推進法及び国や県の基本方針を受け、「あいづっこ宣言」の精神を基盤として、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより実効的なものにするため、基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容を明らかにするもの

### 2 いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（平成25年いじめ防止対策推進法における定義より）

### 3 基本理念（会津若松市いじめ防止等に関する条例 第3条より）

- (1) いじめの未然防止に当たっては、市民等があいづっこ宣言に込められた思いを理解し、「ならぬことはならぬものです」の規範意識を身に付け、その実践に努める。
- (2) いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得るとの認識の下、早期発見及び早期解消に努める。
- (3) いじめは、卑怯で、かつ絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等の連携及び協力の下、いじめの根絶を目指して取り組む。

### 4 いじめの防止に向けた責務及び役割

「あいづっこいじめ防止基本方針」に基づき、長い歴史に培われた会津の精神文化を誇りとし、すべての市民がいじめに関する課題意識を共有し、それぞれの責務や役割を自覚し、いじめの起さない風土づくりに努める。

#### 【市として】（条例第4・10条）

○いじめ防止等のための総合的な対策を実施、いじめ防止等の対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずる。

#### 【教育委員会として】（条例第5条）

○市立学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講じなければならない。

#### 【学校として】（条例第6条）

○教育委員会、保護者、市民等及び関係機関等との連携を図りながら、いじめ防止等のための対策に関する教職員の資質の向上及び教職員同士の連携強化に努め、いじめ防止等に取り組まなければならない。

○児童等が相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育むことができるよう教育活動の充実に努めなければならない。

#### 【保護者として】（条例第7条）

○子どもの教育について第一義的責任を有する。いじめを正しく認識し、子どもに対し、いじめは卑怯で、絶対に許されない行為であることを十分に理解させる。

○児童等がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。

○市、教育委員会及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力する。

#### 【市民として】（条例第8条）

○いじめが行われないよう地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して生活することができる環境づくりに努める。

○いじめを発見したとき又はいじめが行われている疑いがあると認めたときは、市、教育委員会、学校又は関係機関等への情報提供に努める。

#### 【子どもとして】（条例第9条）

○いじめを行わず、互いに思いやり、いたわりながら、あいづっこ宣言の精神を身に付け、いじめのない明るい学校及び地域での生活が送れるよう努める。

○いじめを受け、又はいじめが行われていることを認識したときは、その家族、教職員、関係者に相談するよう努める。

## 第2章 いじめ防止等のために会津若松市が実施する施策

### 1 市いじめ防止基本方針の策定 (条例第11条)

### 2 いじめ防止等に関する措置

- いじめの未然防止に関すること (条例第13条)
- いじめの早期発見及び早期解消に関すること (条例第14条)
- 相談体制の整備に関すること (条例第15条)
- 関係機関との連携に関すること (条例第16条)
- インターネットを通じて行われるいじめに対する措置 (条例第17条)
- 研修の実施 (条例第18条)
- 学校評価・教職員評価及び学校運営改善の支援

### 3 いじめに対する措置 (条例第20条)

- 市立学校からの報告に対する対応
- 市立学校への指導のあり方及び警察への相談・通報

### 4 会津若松市いじめ問題等対策連絡協議会の設置 (条例第21条)

- いじめの防止等のための対策について、保護者、市民等及び関係機関との連携を図るために、市長が委嘱する委員(12名以内)で組織

### 5 会津若松市あいづっこをいじめから守る委員会の設置 (条例第22条)

- いじめの防止等の対策を実効的に行うために、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するもので組織

## 第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定 (条例第12条)

- 学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策の基本的な方針及び具体的な取組を定め、必要に応じて見直しを行い、変更する。

### 2 いじめ防止等に関する措置

- 条例13・14・15・17・18条は、市及び教育委員会と同様
- 複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置く。(条例第19条)

### 3 いじめに対する措置 (条例第20条)

- 学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- いじめを確認した場合には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、学校の複数の教職員によって、心理等に関する専門的な知識を有する者の協力を得、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安とする。)継続していること。被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

#### (2) 重大事態の報告・調査・報告 (条例23・24条)

学校からの教育委員会への報告に基づき、学校又は教育委員会が組織を設置し調査を行い市長へ報告する。調査にあたっては、文部科学省において策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に留意して、適正に対応する。

#### (3) 再調査

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認めるとき、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成する組織「会津若松市いじめ調査委員会」の設置・再調査を実施し、結果を市議会に報告する。教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる